

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 岐阜市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.3%
全職員	69.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	105.2%
本庁課長相当職	95.9%
本庁課長補佐相当職	98.1%
本庁係長相当職	98.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	92.5%
26～30年	92.0%
21～25年	84.0%
16～20年	82.1%
11～15年	82.1%
6～10年	89.3%
1～5年	83.8%

【説明欄】

会計年度任用職員が全職員の約3割を占めており、その約7割が女性職員であることから全職員の給与の差異に表れている。

また、扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者である男性に支給している場合が多く、令和5年度末時点における各手当受給者に占める男性の割合は、扶養手当が88.2%、住居手当が61.9%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。